

阿波市建設工事入札後審査方式一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿波市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「工事」という。）における入札及び契約の手続について、より一層の競争性、透明性及び公平性を確保するとともに、入札参加希望者の負担軽減及び事務の効率化を図ることを目的として実施する「入札後審査方式一般競争入札」に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 入札後審査方式一般競争入札とは、事前の一般競争入札の入札参加申請手続を簡略化し、入札後に入札参加資格を審査し、落札者を決定する方式の入札をいう。

(対象)

第3条 原則として、税込設計金額が1億円以上の阿波市発注工事（以下「対象工事」という。）を対象とする。ただし、適当でないと認められる工事については、この限りでない。

(公告)

第4条 市長は、対象工事を入札後審査方式一般競争入札に付そうとするときは、入札担当部局にて、阿波市ホームページ等により公告するものとする。

(入札参加資格要件)

第5条 入札参加資格要件として、次の事項を公告するものとする。

- (1) 阿波市入札参加有資格業者名簿（建設工事）に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 阿波市建設業者指名停止措置要綱（平成17年阿波市告示第15号）に基づく指名停止措置の対象となっていないこと。
- (4) 阿波市暴力団等排除措置要綱（平成23年阿波市告示第20号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中でないこと。
- (5) 次の申立てのいずれにも該当しないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていても、更正計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定し、本市の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申立てがなされていないものとみなす。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て

- (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- (7) 建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (8) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(契約締結日が審査基準日から1年7か月の有効期限内に含まれるものに限る。)の写しを提出できること。
- (9) 入札説明書で定める資格を有する技術者を専任で配置できること。
- (10) その他工事ごとに必要と認める事項

(入札参加資格要件の決定)

第6条 前条の入札参加資格要件は、工事担当部局により、阿波市建設工事請負業者選定要綱（平成17年阿波市告示第17号）第8条の規定による建設工事審査委員会へ審査に付し、決定するものとする。

(入札関係資料の閲覧)

第7条 入札関係資料は、入札担当部局により、阿波市ホームページに掲載する方法にて、閲覧に供するものとする。ただし、やむを得ない事由であると工事担当部局が認める場合は、紙媒体での閲覧を認め、必要に応じて、工事担当部局から配布できるものとする。

2 前項の閲覧期間は、入札説明書に定めるものとする。

(質問の受付)

第8条 入札関係資料等に対する質問は、工事担当部局により、入札関係資料内の質問書の電子データを電子メールにて、受付するものとする。やむを得ない事由であると工事担当部局が認める場合は、紙媒体にて受付できるものとする。

2 前項の受付期間は、入札説明書に定めるものとする。

(質問の回答内容の閲覧)

第9条 前条の質問に対する回答内容は、工事担当部局により、阿波市ホームページに掲載する方法にて、閲覧に供するものとする。やむを得ない場合で、工事担当部局が認める場合は、紙媒体での閲覧を認め、必要に応じて、工事担当部局から配布できるものとする。

2 前項の閲覧期間は、入札説明書で定めるものとする。

(入札参加資格審査申請書及び確認書類の受付)

第10条 入札参加資格審査申請書及び確認書類は、入札担当部局により、徳島県電子入札システムにて、受付するものとする。やむを得ない事由であると入札担当部局が認める場合は、紙媒体にて受付できるものとする。

2 前項の受付期間は、入札説明書に定めるものとする。

(入札書及び内訳書の受付)

第11条 入札書及び内訳書は、入札担当部局により、徳島県電子入札システムにて、受付するものとする。やむを得ない事由であると入札担当部局が認める場合は、紙媒体にて受付できるものとする。

2 前項の受付期間は、入札説明書に定めるものとする。

(入札の無効)

第12条 工事担当部局は、無効とする入札を、入札説明書において明らかにしておくものとする。

(開札)

第13条 入札担当部局は、開札日時に、入札金額を確認し、落札候補者及び落札者の決定を保留し、終了する。

2 前項の開札日時、場所は、入札説明書に定めるものとする。

3 入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で、有効な入札がないときは、入札を終了する。

(落札候補者の決定)

第14条 工事担当部局は、入札参加者から提出された入札参加資格審査申請書及び確認書類を審査し、結果を入札担当部局へ報告する。なお、総合評価落札方式の場合は、評価結果も合わせて報告するものとする。

2 前項の審査において、次のいずれかに該当した場合は、入札を無効とする。

(1) 提出がない。

(2) 不足がある。

(3) 軽微でないとされた不備がある。

3 入札担当部局は、第1項の結果に基づき、落札候補者を決定する。

4 入札担当部局は、落札候補者を決定した場合、徳島県電子入札システムによる入札参加者に対しては、同システムにより通知し、紙入札方式による者に対しては、別途通知する。

5 入札担当部局は、第1項の審査により、入札参加資格要件を満たしていないと認められた者へ、入札参加資格不適格通知書を送付するものとする。

(落札者の決定)

第15条 工事担当部局は、落札候補者に入札参加資格審査申請書及び確認書類の記載内容を証する書類の提出を求め、審査し、結果を入札担当部局へ報告する。

- 2 入札担当部局は、前項の結果に基づき、落札者を決定する。
- 3 入札担当部局は、落札者を決定した場合、徳島県電子入札システムによる入札参加者に対しては、同システムにより通知し、紙入札方式による者に対しては、入札結果の公表をもって、落札決定の通知とする。
- 4 仮契約を要する場合は、落札者の決定後、仮契約を締結し、本契約になるまでの間において、落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しない場合があることを、入札説明書において明らかにしておくものとする。

(入札参加資格要件を満たしていないと認められた者からの説明請求)

第16条 入札参加資格要件を満たしていないと認められた者から、市長に対して、その説明請求があった場合は、工事担当部局により、書面にて受付するものとする。

- 2 前項の受付期間は、入札説明書に定めるものとする。
- 3 第1項の請求に対しては、工事担当部局により、書面にて回答するものとする。

(契約の時期)

第17条 阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年阿波市条例第49号）第2条の規定により、議会の議決が必要な工事については、工事担当部局は、落札者と仮契約を締結し、議決後、本契約とするものとする。

- 2 前項の内容は、入札説明書において明らかにしておくものとする。

(その他)

第18条 次の事項を入札説明書において明らかにしておくものとする。

- (1) 使用する言語は、日本語とすること。
- (2) 使用する通貨は、日本国通貨とすること。
- (3) 入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載をした場合は、阿波市建設業者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置の対象となることがあること。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。